

学会認定自律訓練法指導資格審査基準

資格試験・認定委員会

<基礎指導資格審査基準>

- 1) 正会員歴3年以上（準会員は5年以上）
- 2) 学会認定の基礎講習会受講者（修了証のコピー）
- 3) 提出書類の内容に不備がないこと
- 4) 研究業績の評価
 - ・本学会における発表（共同発表も可）が2回以上あること
 - ・本学会誌への論文（共著も可）が1編以上、ないし関連学会誌へのATに関する論文（本委員会が同等の業績と判断するもの）（共著も可）が1編以上あること、もしくは基礎講習会、アドバンスト講習会等、本学会主催または認定の講習会を3回以上受講した者（修了証のコピー）。
 - ・本学会の大会参加、3回以上（参加証のコピー）

<上位指導資格審査基準>

- 1) 基礎指導資格を取得後に、一定期間のAT実践・治療歴を有すること
- 2) 学会認定の専門・臨床指導研修会受講者（修了証のコピー）、もしくは教職や医療職等の現場の指導者としてATに関する教育・研修の指導を3年以上有し、本委員会が同等のものと判断する者
- 3) 提出書類の内容に不備がないこと
- 4) 研究業績の評価
 - ・本学会における発表（共同発表も可）が4回以上あること
 - ・本学会誌への論文（共著も可）が3編以上、ないし関連学会誌へのATに関する論文（本委員会が同等の業績と判断するもの）（共著も可）が3編以上あること、もしくは基礎講習会、アドバンスト講習会等、本学会が主催または認定する講習会や研修会において、講師としてのAT指導者養成実績が3回以上あり、本委員会が同等の業績と判断するもの。なお基礎講習会のインターンは、2回の経験を1回のAT指導者養成実績と換算する。
- 5) 筆記試験（5例以上のケース・レポート提出）と面接試験に合格すること

<大会会長、もしくはそれに準ずる講座担当指導者（教授等）の特例審査基準>

- 1) 本学会の大会会長経験者
- 2) もしくは本学会会員である講座担当指導者（教授等）のうち、ATの研究・教育・研修指導をし「ATの指導者養成」に携わってきた経験を有する者にあつては、上記の基礎指導資格、上位指導資格の審査基準と同等ないしそれ以上と本委員会が判断する者（学会主催または認定の講習会の受講を要する（修了証のコピー））
- 3) 1)、または2)に該当する者は、基礎指導資格、上位指導資格を同時に申請できる

平成29年（2017年）6月25日理事会承認